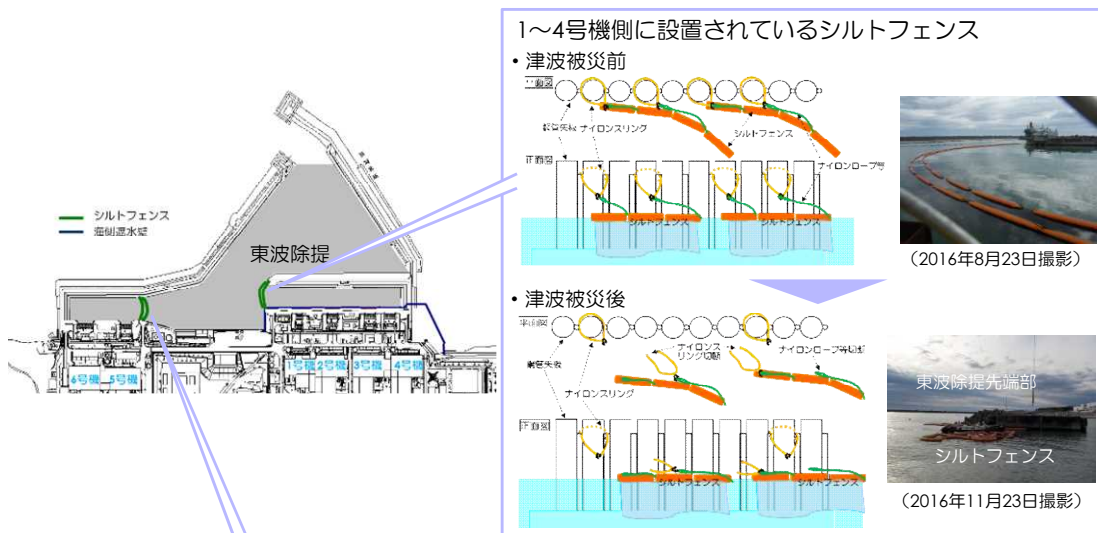


## 福島第一 港湾内シルトフェンスの損傷

- 1～4号機取水口付近から放射性物質が付着した土粒子が港湾内外に流出することを抑制するため、港湾内の1～4号機前及び5・6号機前に、カーテン状のシルトフェンスを設置しています。シルトフェンスは、海側遮水壁・東波除堤、護岸及び消波ブロックから係留しています。
- 11月22日に発生した地震に伴う津波により、シルトフェンスに以下のとおり係留ロープの損傷等が確認されました。

設置箇所	損傷状況
1～4号機側（2重）	2枚とも、シルトフェンスのカーテン部下部の錘（チェーン）の一部と係留ロープが破損
5・6号機側（2重）	2枚のうち1枚の係留ロープが損傷



### 5・6号機側に設置されているシルトフェンス



<2-1. 福島第一港湾内シルトフェンスの損傷状況>

- 津波翌日の11月23日に、港湾内外の海水を採取し分析した結果、異常な値はみられていないことから、シルトフェンスが損傷したことによる外部への影響はないと考えています。
- 1～4号機側のシルトフェンスは11月23日に、5・6号機側のシルトフェンスは11月24日に仮復旧を完了しており、今後、準備が整い次第、それぞれ本復旧を実施する予定です。

## 福島第一 海水放射線モニタの停止

- 11月22日午前6時30分に港湾口海水放射線モニタの取水ポンプが停止
- 11月24日午前中に現場調査
- 11月24日午後1時30分に港湾口海水モニタ復旧  
※11月22日、23日は地震に伴う津波発生等が懸念されたことから、安全作業を考慮し、現場調査は行っていない。
- 地震発生時、護岸の潮位変動とポンプ吸込口高さの関係から、海水面がポンプ吸込高さまで下がりポンプ吐出圧力が低下したことで、系統停止に至ったものと推定される。



## 福島第二 ダストモニタの停止

- 地震による構内配電線停止に伴い、ダストモニタNo.1が11月22日午前6時00分から午前9時50分の間停止しました。
- 構内配電線停止の原因：電線に樹木が接触し短絡と推定
- 福島第二原子力発電所のダストモニタには、以下の2地点があります。  
ダストモニタNo.1（モニタリングポストNo.1（発電所敷地北側）の近傍に設置）  
ダストモニタNo.2（モニタリングポストNo.7（発電所敷地南側）の近傍に設置）
- 当該停止期間中における空気中の放射性粒子状物質濃度に異常がないことを、放射性粒子状物質の放出源となるスタックモニタ指示値及び隣接するMP指示値に有意な変動がないことをもって評価しました。さらにダストモニタNo.1の近傍において、モニタリングカーにより測定を実施し、異常の無いことを確認しました。  
サンプリング時間（11月22日 午前9時30分～40分）  
測定結果：空気中の放射性粒子状物質濃度 検出限界値未満（ND）
- ダストモニタNo.1は、11月22日午前9時50分に電源復旧（構内配電線が復旧）に伴い起動し、午前10時10分頃に現場確認により異常のないことを確認しました。